

平成 19 年 7 月 17 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

お客さま情報が記載された書類の紛失について

7 月 10 日、弊社幸手支店が店内作業の過程でお客さまの情報が記載された書類を紛失したことが判明いたしました。

紛失しました書類は、幸手市に納付する市県民税、固定資産税、水道料金等の領収済通知書、計 7 名様分 9 枚で、納付者の方の住所、氏名、納付額等が記載されたものです。

税金等収納金融機関が指定金融機関を通じて市役所、町役場等にお渡しする納付書の一部

本件については、既に該当されるお客さま並びに関係機関へ謝罪及び事実関係のご説明をさせていただきご了承を頂いております。なお、紛失しました物件については、社外に流失した可能性は極めて低く、また、現時点で当該情報の不正使用等の事実は確認されておりません。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に向け、お客さま情報の管理につきまして、さらに徹底してまいります。

以 上